

(案)

取手都市計画高度利用地区の変更について

(取手市決定)

取手都市計画高度利用地区の変更（取手市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
高度利用地区 (取手駅西口地区)	約 1.2ha	60/10 以下	30/10 以上	10/10 以下	300 m ² 以上	壁面の位置の制限は別添図面のとおり (昭和 55 年 10 月 6 日取手市告示第 27 号)
高度利用地区 (取手駅西口 A 街区地区)	約 0.6ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	300 m ² 以上	今回決定地区 (注 1) (注 2)
合計	約 1.8ha					
<p>(注 1) 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 1/10 を加え、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2/10 を加えたものとする。</p> <p>(注 2) 計画図に示す壁面の位置の制限を超えて、建築物の壁又はこれに代わる柱を建築してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <p>(1) 公益上必要なもの</p> <p>(2) 上空に設けられるデッキ、階段その他これらに類するもの</p> <p>なお、壁面の後退により確保される空地は、道路と一体として確保するものとする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：取手駅西口 A 街区地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

壁面の位置の限度
及ぶ建築物の高さの限度

-  施設建築物敷地 S: 1/500
-  1階以上の壁面線の位置の限度
-  1階・2階・3階部分の壁面の位置の限度
-  4階以上の壁面の位置の限度

